

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (議案第76号)

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、改正の必要が生じる市税条例の関係規定のうち、令和7年4月1日から施行する必要がある下記の事項等に係る規定について、市長専決処分により改正したものです。

【主な改正内容】

1 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の申告手続きの見直し(付則第9条の3第13項(新設))

- マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができる規定が地方税法に追加されたため、条例においても同様の規定を追加する。

2 軽自動車(二輪車)の車両区分の見直し(第66条、第72条)

- 道路運送車両法施行規則の改正により、「総排気量が125cc以下で最高出力を4.0キロワット(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)」が第一種原動機付自転車として新たに追加された。これに伴い、地方税法においても軽自動車税種別割の課税対象となる車両区分に新基準原付バイクを加える改正が行われたため、条例においても同様に規定の整備を行う。

※ 税率は50ccバイクと同額の年額2,000円

3 条例に引用する地方税法の項すれ等について、規定を整備する。

(付則第9条の2ほか)